

し尿ホース延長収集事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、し尿収集車両の大型化と市街地の密集地や農村地において通常(40m)のホースではし尿収集ができない一般家庭が増加していることにもない、特別にホースを延長してし尿収集業務を行った許可業者に対して、補助金等の交付に関する規則(昭和50年規則第25号)及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内でし尿ホース延長収集事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(補助対象)

第2条 補助金の交付を受けることのできる者は、一般家庭において40mを超えるホースを必要とするし尿収集業務を行う者とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、一般家庭において40mを超えるホースが必要なし尿収集業務に対して、1便槽620円とする。(ただし、一世帯に2便槽以上ある場合は、1便槽とみなす。)

(交付申請)

第4条 補助金の交付の申請は、し尿ホース延長収集事業費補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、別に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、速やかにその書類等を審査し、補助対象事業としての可否を決定するとともに、その結果を申請者に通知しなければならない。

(交付)

第5条 補助金の交付は、原則として次条の実績報告書に基づき年間事業量に対して行うものとする。ただし、特に必要があると認める場合は、実績報告書等当該事業実績を確認できる書類等の提出を求め、これを確認することにより月単位に行うことができる。

(実績報告書)

第6条 第4条第2項による補助金の交付の通知を受けた許可業者は、当該事業を完了したときは、し尿ホース延長収集事業実績報告書(様式第2号)に別に定める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

附 則

平成8年4月1日 一部改正(第3条関係)

附 則

平成10年4月1日 一部改正(第3条関係)

附 則

平成12年4月1日 一部改正(第3条関係)